(オ)　北緯二五度四三分二四秒
　　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒
　　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒
　　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十一日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成二十六年三月五日（予備、同月六日）、同月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒
　　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒
　　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一二分一五秒
　　東経一三一度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三一度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案撤回

二月十九日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史外四名提出、第百八十三回国会衆法第二九号）

質問書提出

二月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米軍普天間飛行場の辺野古移設に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

有事の際の我が国への核持ち込みに対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

議案撤回通知書受領

二月十九日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（第百八十三回国会、石関貴史外四名提出）

質問主意書提出

二月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

行政改革に関する質問主意書（江口克彦提出）（第二〇号）

被験者保護の観点からの臨床研究の法制化に関する質問主意書（三田龍平提出）（第二一一号）

質問主意書転送

二月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査の体制等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一八号）

人事異動

内閣

国務大臣　麻生　太郎

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（一月十五日）

国務大臣　麻生　太郎

内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（一月十七日）

法務省

○定年退官

大阪区検察庁副検事上田文雄は、検察庁法第二十二条の規定により二月十五日限り定年退官

外務省

（在スウェーデン日本国大使館参事官（公使））外務事務官　鈴木亮太郎

在ラオス日本国大使館参事官に配置換する

ラオス国駐箚特命全権大使を補佐しラオス国に在勤する期間公使の名称を与える（一月十日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　梶川　幹夫

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（一月十八日）

（国際局次長）財務事務官　梶川　幹夫

国際局長事務代理を免ずる（一月十九日）

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、鹿児島労働局の関係労働者を代表する者下町和三の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を推薦されたい。

平成26年２月21日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、鹿児島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成26年３月４日

４　推薦書及び添付書類提出先　鹿児島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最